

## [ 事案 20-28 ] 高度障害保険金支払請求

- ・平成 20 年 8 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 12 月 4 日 和解成立

### < 事案の概要 >

契約前発病不担保に関する加入当時の説明不足を理由に、団体信用生命保険の高度障害保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

当団体を契約者とする団体信用生命保険の被保険者(平成 15 年 4 月加入)が平成 18 年 1 月の時点において、両眼失明で高度障害状態となった。そこで被保険者の高度障害について査定を保険会社に申請したところ、加入前に発病した疾病(緑内障)を原因とするものであるから高度障害保険金は支払えないとの通知を受けた。そこで、その旨被保険者に伝えたところ、団体信用生命保険に加入する際に、加入前に発病した病気で高度障害になった場合には保険金は支払われない等の保険金支払いについての説明を受けておらず、納得出来ないとのことである。

被保険者が加入した当時のパンフレット(作成名義人は申立人)には、加入前に発病した疾病が原因で高度障害になった場合には保険金が支払われない旨の記載がなく、さらに記載内容が十分でないことを保険会社が認識していること等を勘案すると、保険金不支払いという責を全て被保険者に課すことは不当であると考え、保険会社にも説明義務違反があるから、高度障害保険金の支払いを求める。

(注) 団体信用生命保険は、債権者である銀行等を保険契約者および保険金受取人、銀行等から融資を受けている賦払債務者(住宅ローン利用者)を被保険者とする保険契約。住宅ローン利用者が死亡または所定の高度障害状態になったとき、生命保険会社が所定の保険金(債務残高)を保険金受取人である銀行等に支払い、銀行等はその保険金を債務の返済に充当する。

### < 保険会社の主張 >

当社は、本件団体信用生命保険契約の締結時に、保険契約者たる申立人に対し、本件団体信用生命保険契約に関する重要事項の説明を行うが、他方でいったん締結された後に、新たに住宅貸付を受け本件団信契約に加入される方については、既に締結されている本件団信契約に被保険者として追加加入することになり、改めて保険契約が締結されることにはならないと考えている。したがって、被保険者が既に締結されている本件団信契約に追加加入することは、新たな保険契約の締結に該当せず、保険募集には該当しないと考えられる。

以上により、保険会社は被保険者に対し、法的な説明義務を負わないことから、説明義務違反を理由とする、申立人の高度障害保険金の支払請求に応ずることは出来ない。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、本件疾患が加入前に発症していることは両当事者に争いが無いことから、主に加入者(当該団体構成員)向け勧誘パンフレットには加入前発症の疾患を原因とする高度障害を不担保とする記載がないこと等について、申立人および保険会社から提出された書面にもとづいて審理した。

その結果、団体信用生命保険契約の法的構造では、保険会社は加入者と直接契約関係に立たず、また加入勧誘行為は保険募集行為ではないから原則としては、保険会社は契約締結時における説明義務を加入者に対して負うものではないが、被保険者の加入行為は実質的には保険契約に近いものであり、加入勧誘行為に保険会社が開与し、その際の実況説明に欠陥が存在した場合などの特段の事由がある場合には、信義則上、保険募集時における説明義務と類似した責任が発生するものと解することが相当であると思料されるところの裁定審査会の見解を保険会社に伝えたところ、会社から和解案の提示があった。

裁定審査会では、同案を妥当なものと判断し、生命保険相談所規程第 41 条第 1 項にもとづき裁定書による和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。

なお、保険会社と実質上の保険権利者である被保険者(加入者)が直接接触しない団体信用生命保険の特殊性に鑑み、保険会社および契約者たる団体においても加入者に対する配慮を期待する旨の審査会の意見を裁定書に記載した。